

公 表 用

令 和 2 年 度

積 算 基 準 ( 步 掛 ・ 単 価 )

令 和 2 年 4 月 1 日 以 降 適 用

長 崎 県 農 林 部 農 村 整 備 課

# 積算基準(単価・歩掛)の公表について

## 1. はじめに

長崎県農林部農村整備課が発注する農業農村整備工事のうち、農村整備課の独自調査により決定したものを公表するものである。

## 2. 内容

### 1) 単価関係

- ・ 単価については 令和2年度積算基準(単価・歩掛)長崎県土木部 公表用による。  
<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>
- ・ 参考資料の条件『長期割引単価区分(賃料機械):あり』は『〇〇%割引済単価を適用』と同様の意味である。

### .. 建設機械賃料

#### 長期割引率及び賃料に含まれる料金

機種	長期割引率	燃料費	オペレータ料金
トラッククレーン	20%割引済	含む	含む
ホイールクレーン(ラフテレンクレーン)	〃	〃	〃
クローラクレーン ※	無し	別途計上	〃
トラクターショベル	35%割引済	〃	別途計上
ロードローラ	〃	〃	〃
タイヤローラ	〃	〃	〃
振動ローラ	〃	〃	〃
高所作業車	〃	〃	〃
空気圧縮機	〃	〃	〃
発動発電機	〃	〃	〃
水中ポンプ	〃	〃	〃
ミニバックホウ	〃	〃	〃
バックホウ	〃	〃	〃
トラック(クレーン装置付き)	〃	〃	〃
高所作業車(トラック架装リフト)	〃	〃	〃
ブルドーザ(普通)	〃	〃	〃
油圧ブレーカ	〃	〃	〃

※クローラクレーンの『4.9t吊』は『長期割引率35%割引済』『オペレータ料金:別途計上』とする。

注1) 長期割引率等の内容については積算資料及び建設物価を参考。

## 2) 歩掛関係

- ・長崎県 農林部 農村整備課の歩掛の大半は、国が制定した歩掛をそのまま準用しており、これらの歩掛は既に国において市販公表されている。よって、本書には当課が独自に制定した歩掛及び「市販公表用図書」の一覧を掲載している。
- ・施工パッケージ型(SP)積算方式について、令和元年10月1日から82工種を適用する。
  - … SP導入一覧表参照
  - … 標準単価表(H31.4)及び補正式<長崎県農林部農村整備課HPリンク先>  
 「長崎県農村整備課」-「農村整備課の建設工事等」-「積算基準公表図書」-  
 「施工パッケージ型積算方式標準単価表(平成31年4月から適用)」  
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/sekisankouhyou/>

長崎県農林部農村整備課が使用している市販公表用図書一覧

歩掛名	発行	連絡先
平成31年度 土地改良工事積算基準(土木工事) (施設機械) (調査・測量・設計) (機械経費)	農業農村整備 総合情報センター	〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 MY ARK日本橋ビル2階 TEL (03)5695-7170
平成31年度 土地改良事業用地調査等 請負業務事務処理要領	土地改良測量設計 技術協会	〒105-0004 東京都港区新橋5-34-4 農業土木会館1F TEL (03)3436-6800

## 3) 諸経費関係

### ○ 令和2年4月1日以降 積算を行い発注する工事の諸経費算出について

- … 適用する諸経費率については、別添 資料①、②、③、④の改正後 内容のとおりとする。
- … 現場環境改善費の計上は行わない。  
(諸経費の構成に現場環境改善費の欄がありますが、“しない”(0円)として積算を行う。)

### ○ 工事(業務)価格(税抜き)の数値処理について

- ・金額の大小に関わらず、「工事(業務)価格」は千円単位とする。
- ・積算書各費目 の金額(千円単位)の合計額(千円単位)をそのまま採用し、丸め等は行わない。

#### ※ 積算書各費目

- ・工事においては、「(令和元年9月24日)【農林部版】低入札価格調査基準価格・最低制限設計価格・履行確実性評価設計価格の算定表」に示す①～④の各費目及び算定表外に記載の一括計上価格をいう。
- ・業務においては、「最低制限価格の改正について」(令和元年8月26日付31建企第369号)の(4)に示す各費目をいう。

#### <上記資料リンク先>

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/nyuusatsu-nyusatsu-other-bunrui/saiteiseigenkakakutoukaisei/>

## ○ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- ・ 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正を試行することとした。

### 1. 対象工事

- ・ 主たる工種が屋外作業で、「土地改良事業等請負工事積算基準」別表1の工種区分を適用する工事を対象とする。  
ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

### 2. 用語の定義

#### 1) 真夏日

- ・ 日最高気温が30℃以上又は暑さ指数(WBGT) が25℃以上の日をいう。  
※ 暑さ指数(WBGT):湿度、日射・輻射などの周辺の熱環境、気温を取り入れた指標

#### 2) 工期

- ・ 工事の始期から終期までの期間で、準備、後片付け期間を含めた期間の合計をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### 3) 真夏日率

- ・ 以下の式により算出された率をいう。  
真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

### 3. 積算方法等(令和元年7月1日以降に起工する工事)

#### 1) 補正方法

- ・ 現場管理費の補正は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数:1.2

- ・ 補正値及び真夏日率は、小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。

### 4. 気温の計測方法等

#### 1) 計測方法

- ・ 工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。
- ・ 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している計測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
- ・ なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
- ・ ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。  
なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

#### 2) 計測結果の報告

- ・ 施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

### 5. 適用時期

- ・本試行は、令和元年7月1日以降に起工する工事から適用する。  
なお、2019(平成31)年4月1日以降起工分の工事においても、受注者からの申し入れがあった場合には、発注者と受注者による協議の上で適用することも可能とする。

### 6. 既契約工事における変更

#### 1) 気温の計測期間

- ・令和元年7月1日以降に受発注者間協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。  
なお、計測方法等については「4. 気温の計測方法等」に準じること。

#### 2) 積算方法

- ・既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。  
$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$
- ・その他の積算方法は、「3. 積算方法等」によるものとする。  
また、補正值及び真夏日率は、小数点以下第3位を四捨五入して、2位止めとする。

### 7. 参考資料表紙及び特記仕様書等への記載について

- ・熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象として、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を、参考資料表紙及び特記仕様書に記載する。

### 8. その他

- ・上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

## 3. その他

- 1) 本書の内容に関する質問は原則として受け付けない。
- 2) 本書は、令和2年4月1日以降積算を行い発注する工事から適用する。
- 3) 土木工事、施設機械工事において、工事实績の登録等に要する費用は現場管理費等に含まれている。
- 4) 地質、土質調査、測量、設計業務の委託において、業務実績の登録等に要する費用は業務管理費等に含まれている。

# 資料①

○ 土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後		現 行	
別 紙	土地改良事業等請負工事積算基準	別 紙	土地改良事業等請負工事積算基準
第1～第5 [略]		第1～第5 [略]	
第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。		第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。	
1. 一般管理費の項目及び内容 (1)～(8) [略] (9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス等の費用 (10)～(21) [略]		1. 一般管理費の項目及び内容 (1)～(8) [略] (9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス、 <u>薪炭</u> 等の費用 (10)～(21) [略]	
2. ～4. [略]		2. ～4. [略]	
第7～第10 [略]		第7～第10 [略]	
別表1 工種区分		別表1 工種区分	
工 種 区 分	工 種 内 容	工 種 区 分	工 種 内 容
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
[削る。]	[削る。]	<u>農 道 工 事</u>	<u>道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）</u>
<u>舗 装 工 事</u>	<u>舗装の新設及び修繕工事において、次に掲げる工事</u> <u>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、</u> <u>アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブ</u> <u>ロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</u>	[新設]	[新設]
<u>道 路 改 良 工 事</u>	<u>道路改良工事において、次に掲げる工事</u> <u>土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防</u> <u>止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</u>	[新設]	[新設]
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
<u>排 水 路 工 事</u>	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類する工事	<u>河 川 及 び 排 水 路 工 事</u>	<u>普通の河川の改修及びこれに準ずる</u> 排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類する工事 <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>
<u>河 川 工 事</u>	<u>河川工事において、次に掲げる工事</u> <u>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊土工、根固工、水制工、水路工、河床高</u> <u>水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の</u> <u>補修及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>	[新設]	[新設]
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。

畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 <u>ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物の修繕工事は除く。</u>
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工専用ボーリング・グラウト、ため池
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事及びダム等の補修を除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工専用ボーリング・グラウト、ため池
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

別表２ 現場管理費率[略]

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事 [削る。]	31.97% [削る。]	56.6 [削る。]	-0.0383 [削る。]	25.59% [削る。]
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
その他土木工事（１）	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事（２）	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b

対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
------	---------	----------------	------------

別表２ 現場管理費率[略]

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.43%	241.5	-0.1166	21.55%
農用地造成工事	31.74%	56.2	-0.0383	25.41%
農道工事	34.70%	94.1	-0.0669	23.52%
水路トンネル工事	34.15%	78.5	-0.0558	24.70%
水路工事	44.83%	576.1	-0.1712	16.58%
河川及び排水路工事	32.10%	112.2	-0.0839	19.72%
管水路工事	28.97%	84.4	-0.0717	19.10%
畑かん施設工事	34.02%	168.3	-0.1072	18.25%
コンクリート補修工事	37.11%	192.0	-0.1102	19.57%
その他土木工事（１）	39.63%	216.0	-0.1137	20.47%
その他土木工事（２）	35.83%	105.0	-0.0721	23.57%

(1)-b

対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
------	---------	----------------	------------

工種区分	適用区分 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河川工事	43.43%	1,276.7	-0.2145	14.98%
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%

(1)-c [略]

(1)-d

工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの 下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%
コンクリートダム工事	22.92%	333.0	-0.1371	15.59%

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
市街地(DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事以外の工種*	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事以外の工種*	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3
市街地(DID補正) (1)-2	舗装工事以外の工種*	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種*	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5
中山間地域	全ての工種*	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

[[https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki\\_ruikei/setsumei.html](https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html)]

工種区分	適用区分 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
[新設] 海岸工事	[新設] 27.72%	[新設] 113.6	[新設] -0.0895	[新設] 17.78%
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

(1)-c [略]

(1)-d

工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの 下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	33.52%	184.6	-0.0874	26.21%
コンクリートダム工事	22.90%	332.0	-0.1370	15.57%

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

施工地域区分	適用条件 対象	補正係数	適用優先
[新設]	[新設]		
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]		
一般交通影響有り(1)	[新設]	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1 1
一般交通影響有り(2)	[新設]	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1 2
市街地(DID補正)	[新設]	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1 3
山間僻地及び離島	[新設]	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0 4
[新設]	[新設]	[新設]	[新設] [新設]

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

[新設]

注<sup>3)</sup> [略]

別表4 一般管理費等率 [略]

注<sup>2)</sup> [略]

別表4 一般管理費等率 [略]

# 資料②

○ 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日12農振第1680号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後		現 行	
別 紙	土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準	別 紙	土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準
第1～第3 [略]		第1～第3 [略]	
別表1 共通仮設費率適用範囲		別表1 共通仮設費率適用範囲	
項 目	率 の 対 象 項 目	項 目	率 の 対 象 項 目
運 搬 費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁バント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁バント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	
準 備 費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込 作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込 作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）	
安 全 費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	
役 務 費		役 務 費	
技 術 管 理 費	1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用	

営 繕 費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場事務所、労務者宿舍、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用</li> <li>2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用</li> <li>3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く）</li> <li>4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）</li> </ol>
-------	--

率に別途加算できる項目	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設機械器具の運搬等に要する費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用</li> <li>(2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用</li> <li>3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用</li> <li>4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 <u>（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む）</u></li> <li>5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む）</li> <li>6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用</li> <li>2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事）</li> <li>3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用</li> <li>4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用</li> <li>(2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用</li> </ol> </li> <li>5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料</li> <li>3 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</li> <li>5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</li> <li>6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料</li> <li>3 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</li> <li>5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</li> <li>6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）</li> <li>2 電力、用水等の基本料金</li> <li>3 電力設備用工事負担金</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）</li> <li>2 電力、用水等の基本料金</li> <li>3 電力設備用工事負担金</li> </ol>

営 繕 費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場事務所、労務者宿舍、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用</li> <li>2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用</li> <li>3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く）</li> <li>4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）</li> </ol>
-------	--

率に別途加算できる項目	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設機械器具の運搬等に要する費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用</li> <li>(2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用</li> <li>3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用</li> <li>4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用</li> <li>5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む）</li> <li>6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用</li> <li>2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事）</li> <li>3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用</li> <li>4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用</li> <li>(2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用</li> </ol> </li> <li>5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料</li> <li>3 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</li> <li>5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</li> <li>6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</li> </ol> </li> <li>2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料</li> <li>3 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</li> <li>5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</li> <li>6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）</li> <li>2 電力、用水等の基本料金</li> <li>3 電力設備用工事負担金</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）</li> <li>2 電力、用水等の基本料金</li> <li>3 電力設備用工事負担金</li> </ol>

1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 I C T建設機械に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持、補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での労務者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 4 I C T建設機械に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持、補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2 海上輸送等での労務者の輸送に要する費用 3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

別表2 共通仮設費率

1-(1)

対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%
排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%
その他土木工事（1）	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%
その他土木工事（2）	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%

別表2 共通仮設費率

1-(1)

対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%
農道工事	14.95%	112.8	-0.1355	6.80%
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%
河川及び排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%
その他土木工事（1）	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%
その他土木工事（2）	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%

1-(2)

対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%
道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%
舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%

1-(2)

対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
海岸工事	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

1-(3)・1-(4) [略]

2 [略]

別表3 共通仮設費率の補正

適用条件		補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分 対象		
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事 舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.4	1
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事 一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
市街地(DID補正) (1)-1	舗装工事 市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事以外の工種* 2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	2
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事以外の工種* 一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3
市街地(DID補正) (1)-2	舗装工事以外の工種* 市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4
山間僻地及び離島	全ての工種* 人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5
中山間地域	全ての工種* 農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。  
[[https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiki\\_ruikei/setsumei.html](https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiki_ruikei/setsumei.html)]

注3) [略]

別紙

運搬費の算定

1 質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬

質量20t以上の建設機械器具の搬入又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。

$$U_K = [A_1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A_2 \times C_2 + A_3 \times C_3 + B] \cdot D + M + K \text{ (又は } K') \text{)}$$

U<sub>K</sub> : 貨物自動車による運搬費

A<sub>1</sub> : 基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

A<sub>2</sub> : 悪路割増区間基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。

A<sub>3</sub> : 冬期割増区間基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

1-(3)・1-(4) [略]

2 [略]

別表3 共通仮設費率の補正

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	[新設]	対象		
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]		
[新設]	[新設]	[新設]		
一般交通影響有り (1)	[新設]	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	1
一般交通影響有り (2)	[新設]	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
市街地(DID補正)	[新設]	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	[新設]	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

[新設]

注2) [略]

別紙

運搬費の算定

1 質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬

質量20t以上の建設機械器具の搬入又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。

$$U_K = [A_1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A_2 \times C_2 + A_3 \times C_3 + B] \cdot D + M + K \text{ (又は } K') \text{)}$$

U<sub>K</sub> : 貨物自動車による運搬費

A<sub>1</sub> : 基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

A<sub>2</sub> : 悪路割増区間基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。

A<sub>3</sub> : 冬期割増区間基本運賃料金

各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。

B : 諸料金

(イ) 地区割増料 ..... 適用する。

[削る。]

C<sub>1</sub>～ C<sub>4</sub> : 運賃割増率

C<sub>1</sub> : 特大品割増 (表-1)

C<sub>2</sub> : 悪路割増 ..... 適用する。

C<sub>3</sub> : 冬期割増 ..... 適用する。

C<sub>4</sub> : 深夜早朝割増 ..... 適用する。

その他の割増率は適用しない。

D : 運搬車両の台数

1を代入する。

M : その他の諸料金

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料

運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料及び損料を計上する。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 賃料適用の**重建設機械**の分解組立時にかかる本体賃料

4 [略]

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。

B : 諸料金

(イ) 地区割増料 ..... 適用する。

(ロ) 車両割増料 ..... 適用しない。

C<sub>1</sub>～ C<sub>4</sub> : 運賃割増率

C<sub>1</sub> : 特大品割増 (表-1)

C<sub>2</sub> : 悪路割増 ..... 適用する。

C<sub>3</sub> : 冬期割増 ..... 適用する。

C<sub>4</sub> : 深夜早朝割増 ..... 適用する。

その他の割増率は適用しない。

D : 運搬車両の台数

1を代入する。

M : その他の諸料金

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料

運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料及び損料を計上する。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 賃料適用の**トラッククレーン及びクローラクレーン**の分解組立時にかかる本体賃料

4 [略]

# 資料③

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表  
 （下線部は改正部分）

改正後	現 行																																																																		
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)</b></p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 施設機械設備工事</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 製作工事原価 [略]</p> <p>3-2 据付工事原価</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>イ～ヘ [略]</p> <p>ト 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">地域補正の適用</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td><u>中山間地域</u></td> <td><u>全ての工種(注1)</u></td> <td><u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u></td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">市 街 地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及び、これに準ずる地区をいう。</p> <p style="text-align: center;">なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種(注1)</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.1	5	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)</b></p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 施設機械設備工事</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 製作工事原価 [略]</p> <p>3-2 据付工事原価</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>イ～ヘ [略]</p> <p>ト 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">地域補正の適用</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">市 街 地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及び、これに準ずる地区をいう。</p> <p style="text-align: center;">なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
適用条件			補正係数			適用優先																																																													
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1																																																															
一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2																																																															
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																																																															
<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種(注1)</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.1	5																																																															
適用条件			補正係数	適用優先																																																															
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1																																																															
一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2																																																															
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																																																															
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																															

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行																																																																						
<p>4,000人/km<sup>2</sup>以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>[削る。]</p> <p><u>中山間地域</u>：中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【<a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html">https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html</a>】</p> <p>[削る。]</p> <p>b～c [略]</p> <p>(2) 現場管理費 イ～へ[略]</p> <p>ト 施工地域を考慮した現場管理費率の補正 a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>	<p>4,000人/km<sup>2</sup>以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p><u>山間僻地及び離島</u>：<u>施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及び、これに準ずる地区をいう。</u></p> <p><u>地 方 部</u>：<u>施工地域が上記以外の地区をいう。</u></p> <p>b～c [略]</p> <p>(2) 現場管理費 イ～へ[略]</p> <p>ト 施工地域を考慮した現場管理費率の補正 a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>																																																																						
<p>地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th>補正</th> <th>適用</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th>係数</th> <th>優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td><u>中山間地域</u></td> <td><u>全ての工種（注1）</u></td> <td><u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u></td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正	適用	施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先	一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2	市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種（注1）</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.0	5	<p>地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th>補正</th> <th>適用</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th>係数</th> <th>優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正	適用	施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先	一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2	市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
適用条件			補正	適用																																																																			
施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先																																																																			
一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																																																																			
一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2																																																																			
市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																																																			
山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																																																																			
<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種（注1）</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.0	5																																																																			
適用条件			補正	適用																																																																			
施工地域区分	工種区分	対象	係数	優先																																																																			
一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																																																																			
一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2																																																																			
市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																																																			
山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																																																																			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																																			
<p>(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）及び、これに準ずる地区をいう。 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>[削る。]</p>	<p>(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）及び、これに準ずる地区をいう。 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p><u>山間僻地及び離島</u>：<u>施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及び、これに準ずる地区をいう。</u></p>																																																																						

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行																
<p style="color: red;">中山間地域：中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【<a href="https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html">https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html</a>】</p> <p>[削る.]</p> <p>b・c [略]</p> <p>(3) 据付間接費 [略]</p> <p>3-3 設計技術費 [略]</p> <p>3-4 一般管理費等</p> <p>1) 一般管理費等の積算は、(工事原価)×(一般管理費等率)とする。</p> <p>2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。</p> <p>一般管理費等率=(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数)×(機器単体費補正係数)</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3-5～3-11 [略]</p> <p>表-3・1～表-3・8 [略]</p> <p>表-3・9 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="color: red;">27.00%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td><math>G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862</math> ただし G<sub>1</sub>: 標準一般管理費等率(%) C<sub>1</sub>: 対象額(単位: 円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="color: red;">18.76%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G<sub>1</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>表-3・10・表-3・11 [略]</p>	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	27.00%	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし G <sub>1</sub> : 標準一般管理費等率(%) C <sub>1</sub> : 対象額(単位: 円)	30億円を超えるもの	18.76%	<p style="color: red;">地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>b・c [略]</p> <p>(3) 据付間接費 [略]</p> <p>3-3 設計技術費 [略]</p> <p>3-4 一般管理費等</p> <p>1) 一般管理費等の積算は、(工事原価)×(一般管理費等率)とする。</p> <p>2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。</p> <p style="color: red;">3) 一般管理費等率=(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数)×(機器単体費補正係数)</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3-5～3-11 [略]</p> <p>表-3・1～表-3・8 [略]</p> <p>表-3・9 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="color: red;">21.78%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 30億円以下</td> <td><math>G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883</math> ただし G<sub>1</sub>: 標準一般管理費等率(%) C<sub>1</sub>: 対象額(単位: 円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td style="color: red;">11.78%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G<sub>1</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>表-3・10・表-3・11 [略]</p>	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	21.78%	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし G <sub>1</sub> : 標準一般管理費等率(%) C <sub>1</sub> : 対象額(単位: 円)	30億円を超えるもの	11.78%
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																
500万円以下	27.00%																
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし G <sub>1</sub> : 標準一般管理費等率(%) C <sub>1</sub> : 対象額(単位: 円)																
30億円を超えるもの	18.76%																
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																
500万円以下	21.78%																
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし G <sub>1</sub> : 標準一般管理費等率(%) C <sub>1</sub> : 対象額(単位: 円)																
30億円を超えるもの	11.78%																

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>第4 鋼橋製作架設工事</p> <p>1 請負工事費の構成 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 工場製作原価 [略]</p> <p>2-2 架設工事原価</p> <p>架設工事原価の費目は次のとおりとする。</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>間接工事費は、共通仮設費と現場管理費から構成される。</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)に準ずる。</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」に準ずる。</p> <p>2-3 ～ 2-4 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 工場製作原価 [略]</p> <p>3-2 架設工事原価</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、<u>実情に応じた率を計上する。</u></p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、<u>実情に応じた率を計上する。</u></p> <p>3-3 ～ 3-7 [略]</p>	<p>第4 鋼橋製作架設工事</p> <p>1 請負工事費の構成 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 工場製作原価 [略]</p> <p>2-2 架設工事原価</p> <p>架設工事原価の費目は次のとおりとする。</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>間接工事費は、共通仮設費と現場管理費から構成される。</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)に準ずる。</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」に準ずる。</p> <p>2-3 ～ 2-4 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 工場製作原価 [略]</p> <p>3-2 架設工事原価</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、<u>「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</u></p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、<u>「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</u></p> <p>3-3 ～ 3-7 [略]</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現行
・第5 電気通信設備工事 [略]	・第5 電気通信設備工事 [略]

# 資料④

## 施設機械設備点検・整備積算基準の制定について (平成26年3月24日付け25農振第2140号農林水産省農村振興局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部について改正)

改 正 後	現 行												
<p>別紙</p> <h3 style="text-align: center;">施設機械設備点検・整備積算基準</h3> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 点検・整備費の積算</p> <p>点検・整備に係る各費目の積算は次のとおりとする。</p> <p>1 点検・整備原価 [略]</p> <p>2 一般管理費等</p> <p>1) 一般管理費等の積算は(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。</p> <p>(1) 標準一般管理費等率は、表-1・6によるものとする。</p> <p>表-1・6 標準一般管理費等率(前払金の無い場合)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">点検・整備原価</th> <th style="text-align: center;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円以下</td> <td style="text-align: center;"><u>25.55%</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">G = <u>-0.7402</u> log C + <u>29.76</u> ただし、G: 標準一般管理費等率(%) C: 点検・整備原価(単位: 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>3～6 [略]</p>	点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	<u>25.55%</u>	50万円を超えるもの	G = <u>-0.7402</u> log C + <u>29.76</u> ただし、G: 標準一般管理費等率(%) C: 点検・整備原価(単位: 円)	<p>別紙</p> <h3 style="text-align: center;">施設機械設備点検・整備積算基準</h3> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 点検・整備費の積算</p> <p>点検・整備に係る各費目の積算は次のとおりとする。</p> <p>1 点検・整備原価 [略]</p> <p>2 一般管理費等</p> <p>1) 一般管理費等の積算は(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。</p> <p>(1) 標準一般管理費等率は、表-1・6によるものとする。</p> <p>表-1・6 標準一般管理費等率(前払金の無い場合)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">点検・整備原価</th> <th style="text-align: center;">標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">50万円以下</td> <td style="text-align: center;"><u>19.37%</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">G = <u>-1.998</u> log C + <u>30.76</u> ただし、G: 標準一般管理費等率(%) C: 点検・整備原価(単位: 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>3～6 [略]</p>	点検・整備原価	標準一般管理費等率	50万円以下	<u>19.37%</u>	50万円を超えるもの	G = <u>-1.998</u> log C + <u>30.76</u> ただし、G: 標準一般管理費等率(%) C: 点検・整備原価(単位: 円)
点検・整備原価	標準一般管理費等率												
50万円以下	<u>25.55%</u>												
50万円を超えるもの	G = <u>-0.7402</u> log C + <u>29.76</u> ただし、G: 標準一般管理費等率(%) C: 点検・整備原価(単位: 円)												
点検・整備原価	標準一般管理費等率												
50万円以下	<u>19.37%</u>												
50万円を超えるもの	G = <u>-1.998</u> log C + <u>30.76</u> ただし、G: 標準一般管理費等率(%) C: 点検・整備原価(単位: 円)												

施工パッケージ導入一覧表:令和元年10月導入

施工パッケージ目次

	名 称		名 称		名 称
1	SP 掘削	31	SP 間知ブロック張	61	SP 防雪柵現地張出し・収納
2	SP 積込(ルーズ)	32	SP 平ブロック張	62	SP 安定処理
3	SP 床掘り	33	SP 連節ブロック張	63	SP 不陸整正
4	SP 舗装版破砕積込(小規模土工)	34	SP 胴込・裏込コンクリート	64	SP 下層路盤(車道・路肩部)
5	SP 押土(ルーズ)	35	SP 胴込・裏込材(砕石)	65	SP 下層路盤(歩道部)
6	SP 人力積込	36	SP 大型ブロック積	66	SP 上層路盤(車道・路肩部)
7	SP 掘削補助機械搬入搬出	37	SP 遮水シート張	67	SP 上層路盤(歩道部)
8	SP 土砂等運搬	38	SP 吸出し防止材(全面)設置	68	SP 基層(車道・路肩部)
9	SP 路体(築堤)盛土・埋戻	39	SP 補強土壁壁面組立・設置	69	SP 中間層(車道・路肩部)
10	SP 路床盛土	40	SP 補強材取付	70	SP 表層(車道・路肩部)
11	SP 基面整正	41	SP 補強土壁まき出し・敷均し・締固め	71	SP 基層(歩道部)
12	SP 法面整形	42	SP 基礎砕石	72	SP 中間層(歩道部)
13	SP 整地	43	SP 裏込砕石	73	SP 表層(歩道部)
14	SP じゃかご	44	SP 基礎栗石	74	SP プレキャストマンホール
15	SP 止杭打込	45	SP コンクリート	75	SP アスカーブ
16	SP ふとんかご	46	SP 型枠	76	SP プレキャストL型側溝(製品長 0.6m/個)
17	SP ジオテキスタイル壁面材組立・設置	47	SP 目地板	77	SP 暗渠排水管
18	SP ジオテキスタイル敷設	48	SP 止水板	78	SP フィルター材
19	SP ジオテキスタイルまき出し・敷均し・締固め	49	SP ボックスカルバート機械据付	79	SP 歩車道境界ブロック
20	SP プレキャスト擁壁設置	50	SP コンクリート分水槽据付	80	SP 地先境界ブロック
21	SP 殻運搬	51	SP 消波根固めブロック制作	81	SP 歩車道境界ブロック撤去
22	SP 舗装版破砕	52	SP 消波根固めブロック横取り	82	SP 地先境界ブロック撤去
23	SP 舗装版切断	53	SP 消波根固めブロック積込		
24	SP 吹付法面取壊し	54	SP 消波根固めブロック荷卸		
25	SP 削孔(アンカー)	55	SP 消波根固めブロック据付		
26	SP 鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理(アンカー)	56	SP 消波根固めブロック運搬		
27	SP グラウト注入(アンカー)	57	SP 捨石		
28	SP ボーリングマシン移設(アンカー)	58	SP 表面均し		
29	SP 足場工(アンカー)	59	SP 遠心力鉄筋コンクリート管(B形)		
30	SP コンクリートブロック積	60	SP 防雪柵		

1) 上表の施工パッケージ型積算方式標準単価表(H31. 4)については、以下の長崎県農林部農村整備課のHPを参照してください。

○長崎県農林部農村整備課HP

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-iigyo/kouji/sekisankouhyou/>

※「長崎県農村整備課」-「農村整備課の建設工事等」-「積算基準公表図書」-「施工パッケージ型積算方式標準単価表(平成31年4月から適用)」

2) 入札時に配布する「参考資料」(金抜き設計書)について

施工パッケージ型単価では、使用する機械の単価コードを表示していますが、施工パッケージの種類によっては、1)の公表資料に基づき損耗費が含まれています。

例)SP土砂等運搬におけるダンプトラックは「タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む」



1	名称	ダンプトラック運搬(コン塊・アス塊)	施工単位	m <sup>3</sup>
---	----	--------------------	------	----------------

1. 適用範囲

ダンプトラックによるコンクリート塊、アスファルト塊の運搬に適用する。  
(ダンプトラック2.0t積級については国歩掛を適用のため、県歩掛より廃止)

2. 土質区分の選択 表1

土質区分	土質による補正係数(K)
コンクリート塊(無筋)	1.30
コンクリート塊(有筋)	1.37
アスファルト塊	1.30

3. 機械損料算定表 表2

運搬機械区分(t積級)	運転労務数量(人/日)	燃料消費量(L/日)	機械損料数量
4.0	1	36	1.16

4. ダンプトラック4.0t積級の運搬距離区分、積込機械区分及びDID通行区分の選択 表3

運搬距離(4.0t積級)	積込機械区分			
	山0.80(平0.60)		山0.45(平0.35)	
	無し	有り	無し	有り
0.2km以下	0.17	0.17	0.19	0.19
1.0km以下	0.22	0.22	0.24	0.24
1.5km以下	0.27	0.27	0.29	0.29
2.0km以下	0.32	0.32	0.34	0.34
2.5km以下	0.32	0.37	0.34	0.39
3.0km以下	0.37	0.37	0.39	0.39
3.5km以下	0.37	0.42	0.39	0.44
4.0km以下	0.42	0.47	0.44	0.49
4.5km以下	0.47	0.47	0.49	0.49
5.0km以下	0.47	0.52	0.49	0.54
5.5km以下	0.52	0.52	0.54	0.54
6.0km以下	0.52	0.57	0.54	0.59
7.0km以下	0.57	0.57	0.59	0.59
7.5km以下	0.57	0.77	0.59	0.79
9.0km以下	0.77	0.77	0.79	0.79
10.0km以下	0.77	0.87	0.79	0.89
12.0km以下	0.87	0.87	0.89	0.89
13.0km以下	0.87	1.07	0.89	1.09
17.0km以下	1.07	1.07	1.09	1.09
19.0km以下	1.07	1.47	1.09	1.49
27.0km以下	1.47	1.47	1.49	1.49
35.0km以下	1.47	2.27	1.49	2.29
60.0km以下	2.27	2.27	2.29	2.29

・上表は、土砂を10m<sup>3</sup>当たり運搬する日数である。

・運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。

1	名称	ダンプトラック運搬(コン塊・アス塊)	施工単位	m <sup>3</sup>
---	----	--------------------	------	----------------

5. 路面条件の選択 表4

路面条件
良好
普通
不良

・消耗部品(タイヤ)の適用条件は、下記による。

良好：舗装道その他これに準ずる良好な搬路における運行が主な場合。

普通：路面がよく維持されている砂利道又はこれに準ずる搬路における運行が主な場合。

不良：破碎岩の混入する搬路又は、河床路上等における運行が主でタイヤの損耗が著しいと認められる場合。

能力算定式

1. 1日当たり作業量(QD)は次の算定式によって求める。 (m<sup>3</sup>/日)

$$QD = \frac{1.0}{\text{表3(10m}^3\text{当たりダンプトラック運搬日数)}} \times 10 \times \frac{1.0}{\text{表1(土質による補正係数(K))}}$$

施工単価構成内訳

10m<sup>3</sup>当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) ダンプトラック	表2	表1*表2*表3	供用日	
(2) 消耗部品費	タイヤ	表1*表2*表3	供用日	
(3) 軽油		表1*表2*表3	L	
(4) 運転手(一般)		表1*表2*表3	人	
(5) 合計				Σ(1)~(4)
(6) 単価		1.0	m <sup>3</sup>	(5)/10.0
(7) 1日当たり作業量			m <sup>3</sup>	QD

2	名称	バックホウ積込(コンクリート塊)	施工単位	m <sup>3</sup>
---	----	------------------	------	----------------

1. 適用範囲

バックホウによるコンクリート塊(破碎後)を運搬機械(ダンプトラック10t積級等)へ積込作業を行う場合に適用する。

2. 作業区分、規格区分、運転手の選択 表1

作業区分	規格区分	1日当り施工量QD(m <sup>3</sup> )
コンクリート塊の積込	山積0.45m <sup>3</sup> (平0.35m <sup>3</sup> )	130
	山積0.80m <sup>3</sup> (平0.60m <sup>3</sup> )	260

3. 排出ガス対策区分及び機械損料の選択 表2

作業区分	規格区分	排出ガス区分	燃料消費量(L/日)	機械損料数量
コンクリート塊の積込	山積0.45m <sup>3</sup> (平0.35m <sup>3</sup> )	排対型(1次)	49	1.38
	山積0.80m <sup>3</sup> (平0.60m <sup>3</sup> )	排対型(2次)	96	1.46

4. 補助労務

・コンクリート塊の集積、積込の補助として普通作業員(0.4人/10.0m<sup>3</sup>)を含む。

施工単価構成内訳

QDm<sup>3</sup>当り算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) バックホウ	表1	表2	日	
(2) 軽油	ハ <sup>ド</sup> ロール給油	表2	L	
(3) 運転手(特殊)		1	人	
(4) 普通作業員		0.4/10*表1	人	
(5) 合計				Σ(1)~(4)
(6) 単価		1.0	m <sup>3</sup>	(5)/QD
(7) 1時間当り作業量				QD

1日当り作業量(QD)

$$QD = \text{表1(1日当たり施工量)} \quad (\text{m}^3/\text{日})$$

<b>3</b>	<b>名称</b>	<b>締固工(振動ローラ締固め)</b>	<b>施工単位</b>	<b>m<sup>3</sup></b>
----------	-----------	----------------------	-------------	----------------------

1. 適用範囲

振動ローラによる一般工事(道路工事および管水路基礎以外)の締固めを行う作業に適用する。

2. 使用機械

使用機械	規格
振動ローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 搭乗式(コンバインド型)3.0~4.0ton ハンドガイド式0.8~1.1ton

・振動ローラは賃料とする。

3. 工種区分及び規格区分の選択

表1

工種区分	規格区分	1日当り施工量(m <sup>3</sup> )	軽油(L)
埋戻	排出ガス対策型(第1次基準) 搭乗式・コンバインド型 3~4t	86	15
	ハンドガイド式 0.8~1.1t	50	5.3
ため池築堤	排出ガス対策型(第1次基準) 搭乗式・コンバインド型 3~4t	78	15
	ハンドガイド式 0.8~1.1t	43	5.3

施工単価構成内訳

QDm<sup>3</sup>当り算出

	名称	規格	数量	単位	備考
(1)	振動ローラ(搭乗式コンバインド型)	3.0~4.0ton	1.6	日	規格が <sup>3</sup> 3.0~4.0の時
(1)	振動ローラ(ハンドガイド式)	0.8~1.1ton	1.44	日	規格が <sup>3</sup> 0.8~1.1の時
(2)	軽油	パトロール給油	表1	L	
(3)	運転手(特殊)		1	人	規格が <sup>3</sup> 3.0~4.0の時
(3)	特殊作業員		1	人	規格が <sup>3</sup> 0.8~1.1の時
(4)	合計				Σ(1)~(3)
(5)	単価		1.0	m <sup>3</sup>	(4) / QD
(6)	1日当り作業量			m <sup>3</sup>	QD

1日当り作業量(QD)

$$QD = \text{表1(1日当り施工量)} \quad (\text{m}^3 / \text{日})$$

4	名称	締固工(タイヤローラ締固め)	施工単位	m <sup>3</sup>
---	----	----------------	------	----------------

1. 適用範囲

タイヤローラによる締固め作業で、ブルドーザによる締固め作業が適さない場合に適用する。

2. 使用機械

使用機械	規格
タイヤローラ	排対型(2次)8~20ton

・タイヤローラは賃料とする。

3. 工種区分及び作業条件の選択 表1

工種区分	作業条件	
	標準	障害あり
路体	940	360
路床	440	120
築堤	940	360

施工単価構成内訳

1日QDm<sup>3</sup>当り算出

No.	名称	規格	数量	単位	備考
(1)	タイヤローラ	8~20ton	1.36	共用日	
(2)	軽油	パトロール給油	32	L	
(3)	運転手(特殊)		1	人	
(4)	合計				Σ(1)~(3)
(5)	単価		1.0	m <sup>3</sup>	(4) / QD
(6)	1日当り作業量			m <sup>3</sup>	QD

1日当り作業量(QD)

$$QD = \text{表1(1日当たり施工量)} \quad (\text{m}^3 / \text{日})$$

5	名称	練石積工(発生材)		施工単位	m <sup>2</sup>
<p>1. 適用範囲 現場内で発生した玉石等雑石(控え長25cm以上75cm未満)を使用した石積工(練積)に適用する。</p>					
<p>2. 使用機械 <span style="float: right;">表1</span></p>					
使用機械		規格			
バックホウ(クレーン機能付)		排出ガス対策型(第1次基準値) クローラ型 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )2.9t吊			
<p>・バックホウ(クレーン機能付)は、賃料とする。</p>					
<p>3. 石積材料区分の選択(胴込コンクリート数量) 表2</p>					
石積材料区分		胴込コンクリート(m <sup>3</sup> )			
玉石(25cm)		0.83			
玉石(30cm)		1.00			
玉石(35cm)		1.17			
玉石(45cm)		1.50			
玉石(55cm)		1.83			
玉石(65cm)		2.17			
玉石(75cm)		2.50			
雑割石(30cm)		1.50			
雑割石(35cm)		1.75			
雑割石(45cm)		2.25			
雑割石(55cm)		2.75			
雑割石(65cm)		3.25			
雑割石(75cm)		3.75			
<p>4. 石積材料区分の選択(労務) <span style="float: right;">表3</span></p>					
石積材料区分		特殊作業員 (胴込手間)	普通作業員 (胴込手間)		
玉石(25cm)		0.15	0.30		
玉石(30cm)		0.18	0.36		
玉石(35cm)		0.21	0.42		
玉石(45cm)		0.27	0.54		
玉石(55cm)		0.33	0.66		
玉石(65cm)		0.39	0.78		
玉石(75cm)		0.45	0.90		
雑割石(30cm)		0.27	0.54		
雑割石(35cm)		0.32	0.63		
雑割石(45cm)		0.41	0.81		
雑割石(55cm)		0.50	0.99		
雑割石(65cm)		0.59	1.17		
雑割石(75cm)		0.68	1.35		

## 5.裏込コンクリート選択(労務)

表4

コンクリート厚	特殊作業員(打設手間)	普通作業員(打設手間)	コンクリート数量
無し	-	-	-
10cm	0.18	0.36	1.0
15cm	0.27	0.54	1.5
20cm	0.36	0.72	2.0

## 6.水抜管数量

表5

石積材料区分 (控長)	裏込コンクリート厚			
	無し	10cm	15cm	20cm
玉石(25cm)	0.25	0.33	0.38	0.42
玉石(30cm)	0.29	0.38	0.42	0.46
玉石(35cm)	0.33	0.42	0.46	0.50
玉石(45cm)	0.42	0.50	0.54	0.58
玉石(55cm)	0.50	0.58	0.63	0.67
玉石(65cm)	0.58	0.67	0.71	0.75
玉石(75cm)	0.67	0.75	0.79	0.83
雑割石(30cm)	0.29	0.38	0.42	0.46
雑割石(35cm)	0.33	0.42	0.46	0.50
雑割石(45cm)	0.42	0.50	0.54	0.58
雑割石(55cm)	0.50	0.58	0.63	0.67
雑割石(65cm)	0.58	0.67	0.71	0.75
雑割石(75cm)	0.67	0.75	0.79	0.83

## 施工単価構成内訳

10m<sup>2</sup>当り算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 世話役		0.54	人	
(2) 石工		0.86	人	
(3) 普通作業員		1.00	人	
(4) ハックホウ(クレーン機能付)	表1	1.01	日	
(5) 運転手(特殊)		0.65	人	
(6) 軽油		42	L	
(7) 胴込コンクリート	18-40-8	表.2*(1.00+0.19)	m <sup>3</sup>	
(8) 特殊作業員	胴込手間	表.3	人	
(9) 普通作業員	胴込手間	表.3	人	
(10) 雑品(胴込コンクリート)	20%	0.20		(8)+(9)
(11) 裏込コンクリート	18-40-8	表.4*(1.00+0.19)	m <sup>3</sup>	
(12) 特殊作業員	裏込手間	表.4	人	
(13) 普通作業員	裏込手間	表.4	人	
(14) 雑品(裏込コンクリート)	1%	0.01		(12)+(13)
(15) 硬質塩化ビニール管	VUφ40	表.5	本	
(16) 合計				Σ(1)~(15)
(17) 単価		1.00	m <sup>2</sup>	(16)÷10
(18) 1日当り作業量			m <sup>2</sup>	QD

・雑品とは、パイプレタ、手車、抜き型枠等の経費及びその他材料の費用である。

## 1日当り作業量

$$QD = 10\text{m}^2 / 0.86\text{人(石工歩掛)} \quad (\text{m}^2 / \text{日})$$

6	名称	裏込工(ブロック積、ブロック張)	施工単位	m <sup>3</sup>
---	----	------------------	------	----------------

1. 適用範囲

ブロック積み・ブロック張りに裏込工を施工する場合に適用する。

2. 裏込材料区分 表1

材料区分	裏込材区分	裏込材数量	充填材数量
新材	栗石	11.4	2.3
	クラッシャーラン	11.1	—
再生材	栗石	11.4	2.3
	クラッシャーラン	11.1	—

・再生材の栗石とは、間隙充填材(再生クラッシャーラン)のみが再生材である。

3. 施工区分の選択 表2

施工区分	世話役	普通作業員	雑品
ブロック積	0.5	1.4	12.0
ブロック張	0.4	0.8	16.0

4. 潮待区分の選択 表3

潮待区分
1.00
1.10
1.20
1.30

施工単価構成内訳

10m<sup>3</sup>当り算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 土木一般世話役		表2×表3	人	
(2) 普通作業員		表2×表3	人	
(3) 諸雑費		表2/100		Σ(1)~(2)
(4) 裏込材		表1	m <sup>3</sup>	
(5) 間隙充填材	裏込材が栗石の時	表1	m <sup>3</sup>	
(6) 合計				Σ(1)~(5)
(7) 単価		1.0	m <sup>3</sup>	(6)÷10
(8) 1日当たり作業量		QD	m <sup>3</sup>	QD

・諸雑費は、投入・突固め機械の損料及び油脂類等の費用であり、労務費の合計額に乗じた金額とする。

1日当たり作業量

$$QD = 10m^3 / \text{普通作業員歩掛(人)} \times \Sigma H / 8 \quad (m^3 / \text{日} \cdot \text{人})$$

$$\Sigma H = P + GR1$$

P: 基本給対象作業時間内の作業時間

GR1: 超勤割増対象作業時間

7	名称	裏込工(石積・石張)	施工単位	m <sup>3</sup>
---	----	------------	------	----------------

1. 適用範囲

石積み・石張りに裏込工を施工する場合に適用する。

2. 裏込材料区分 表1

材料区分	裏込材区分	裏込材数量	充填材数量
新材	栗石	11.4	2.3
	クラッシャーラン	12.0	—
	生コンクリート	11.9	—
再生材	栗石	11.4	2.3
	クラッシャーラン	12.0	—

・再生材の栗石とは、間隙充填材(再生クラッシャーラン)のみが再生材である。

3. 施工区分の選択(普通作業員)(10m<sup>3</sup>当たり) 表2

施工区分	裏込材区分		
	栗石	クラッシャーラン	生コンクリート
石積み	1.9	1.9	3.6
石張り	1.0	1.0	—

4. 諸雑費(%) 表3

施工区分	数量
石積み	3.0
石張り	4.0

5. 潮待区分の選択 表4

潮待区分
1.00
1.10
1.20
1.30

施工単価構成内訳

10m<sup>3</sup>当り算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 裏込材		表1	m <sup>3</sup>	
(2) 間隙充填材		表1	m <sup>3</sup>	裏込材が栗石の時
(3) 特殊作業員		1.8 * 表4	人	石積みで裏込材が生コンの時
(4) 普通作業員		表2 * 表4	人	
(5) 諸雑費①	裏込材が生コン以外の時	表3 / 100		Σ(3)~(4)
(6) 諸雑費②	裏込材が生コンの時	0.01		Σ(3)~(4)
(7) 合計				Σ(1)~(6)
(8) 単価		1.0	m <sup>3</sup>	(7) / 10
(9) 1日当たり作業量		QD	m <sup>3</sup>	QD

・諸雑費①とは、石材を使用した場合の突固め機械の損料及び油脂類等の費用であり、労務費の合計額に乗じた金額とする。

・雑品②とは、生コンクリートを使用した場合のバイブレーター、手車等の費用であり、労務費の合計額に乗じた金額とする。

・裏込材の生コンクリートは、石積の場合を対象とする。

1日当たり作業量

$$QD = 10m^3 / \text{普通作業員歩掛(人)} \times \Sigma H / 8 \quad (m^3 / \text{日} \cdot \text{人})$$

$$\Sigma H = P + GR1$$

P: 基本給対象作業時間内の作業時間

GR1: 超勤割増対象作業時間

8	名称	アンカー工(鋼材挿入工)	施工単位	本
---	----	--------------	------	---

1. 適用範囲

土地改良工事積算基準(土木工事)アンカー工が適用できない場合で、PC鋼より線をすべて工場で組立・加工した場合に適用する。

2. 防食区分・延長補正の選択

表1

摘要区分	延長補正	世話役	特殊作業員	普通作業員
二重防食	10m以内	0.30	0.30	0.60
	10～20m以下	0.43	0.43	0.86
	20mを超える	0.54	0.54	1.08
簡易防食	10m以内	0.20	0.20	0.40
	10～20m以下	0.33	0.33	0.66
	20mを超える	0.44	0.44	0.88

(注) 1. 二重防食とは、腐食防護が二重になされたものをいい、簡易防食とは、腐食防護が二重になされていない簡易なものをいう。

2. 本歩掛は、現場内小運搬を含む。

3. 組立・加工については別途考慮すること。

施工単価構成内訳

10本当り算出

	名称	規格	数量	単位	備考
(1)	世話役		表1	人	
(2)	特殊作業員		表1	人	
(3)	普通作業員		表1	人	
(4)	合計				Σ(1)～(3)
(5)	単価		1.0	本	(4)／10

9	名称	芝工(耳芝)	施工単位	m
---	----	--------	------	---

1. 適用範囲

人工芝を使用して盛土法面等に耳芝のみを植付ける場合に適用する。

施工単価構成内訳

10m当たり算出

	名称	規格	数量	単位	備考
(1)	人工芝(耳芝)	7cm	10.2	m	
(2)	普通作業員		0.03	人	
(3)	合計				Σ(1)~(2)
(4)	単価		1.0	m	(3) / 10
(5)	1日当たり作業量			m	QD

1日当たり作業量

$$QD = 1 / \text{普通作業員歩掛(人)} \times 10 \times \Sigma H / 8 \quad (\text{m/日})$$

$$\Sigma H = P + GR1$$

P: 基本給対象作業時間内の作業時間

GR1: 超勤割増対象作業時間

10	名称	管(函)渠型側溝[L=2000-φ600まで]	施工単位	m
----	----	-------------------------	------	---

1. 適用範囲

管(函)渠型側溝(製品延長2000mm、内径又は内空幅200mm以上～600mm以下)の据付作業に適用する。

2. 労務数量(人)、雑品率(%)、雑工種率(% )及び運転時間(時間)の選定 表1(1)

据付歩掛の選択	基礎碎石区分	世話役(人)	特殊作業員(人)	普通作業員(人)	BH運転時間(時間)	基礎碎石率(%)	諸雑费率(%)
200mm以上 400mm以下	基礎碎石あり	0.3	0.2	0.6	1.9	21	17
	基礎碎石なし	0.3	0.2	0.6	1.9	-	17
400mmを超え 600mm以下	基礎碎石あり	0.6	0.4	1.2	1.9	14	15
	基礎碎石なし	0.6	0.4	1.2	1.9	-	15

・歩掛りは、移動距離30m程度までの現場内小運搬を含む。

表1(2)

据付歩掛の選択	使用機械	燃料消費量(L/時間)
200mm以上 400mm以下	バックホウ(クレーン装置付)、排対型、クローラ型、山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.20m <sup>3</sup> )、1.7t吊り	6.3
400mmを超え 600mm以下	バックホウ(クレーン装置付)、排対型、クローラ型、山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )、2.9t吊り	9.2

施工単価構成内訳

10m当り算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 管(函)渠型側溝	L=2000mm	5	本	
(2) 世話役		表1	人	
(3) 特殊作業員		表1	人	
(4) 普通作業員		表1	人	
(5) バックホウ	表1	表1	時間	
(6) 運転手(特殊)		0.16*表1	人	
(7) 軽油	パトロール給油	表1*表1	L	
(8) 雑品(基礎碎石)	基礎ありの場合	表1/100		Σ(2)～(7)
(9) 諸雑費		表1/100		Σ(2)～(7)
(10) 合計				Σ(1)～(9)
(11) 単価		1	m	(9)/10.0
(12) 1日当たり作業量		QD	m	QD

・雑品(基礎碎石)及び諸雑費とは、下記の費用であり、労務及び機械経費の合計額に乗じた金額とする。

[基礎碎石費]

敷設・転圧労務、材料投入・締固め機械運転経費、碎石等材料費

[諸雑費]

コンクリートカッタ運転経費、目地モルタル、敷きモルタル、管(函)渠型側溝損失分の経費、カッタブレードの損耗費

1日当たり作業量

T:バックホウ(クレーン機能付)の1日当たり運転時間(6.3hr)

QD=10m/表1(バックホウ運転時間(hr))×T

11	名 称	流量計(ウォルトマン型)設置	施工単位	個
----	-----	----------------	------	---

1. 適用範囲

流量計(ウォルトマン型)の人力据付に適用する。

2. 流量計設置(10個当たり)

表1

口径区分	世話役	特殊作業員	普通作業員
3/8(10A)	0.03	0.22	0.19
1/2(15A)	0.18	0.37	0.35
3/4(20A)	0.33	0.52	0.50
1(25A)	0.48	0.68	0.66
1 1/4(32A)	0.70	0.89	0.88
1 1/2(40A)	0.94	1.14	1.13
2(50A)	1.24	1.44	1.44

取付等に伴う材料の移動手間を含む。

施工単価構成内訳

10個当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 流量計		10	個	
(2) 世話役		表1	人	
(3) 特殊作業員		表1	人	
(4) 普通作業員		表1	人	
(5) 合計				Σ(1)~(4)
(6) 単価		1.0	個	Σ(5)/10.0
(7) 1日当たり作業量		1.0	個	QD

1日当たり作業量

P : 基本給対象時間以内の作業時間

GR1 : 超勤割増対象作業時間

$$\Sigma H = P + GR1$$

$$QD = 10\text{個} \div \text{表1(特殊作業員(人))} \times \Sigma H / 8 \quad (\text{個/日})$$

12	名 称	積上げボックスタイプ据付	施工単位	箇所
----	-----	--------------	------	----

1. 適用範囲

積上げボックスタイプ(空気弁用、流量計用、制水弁用)の据付に適用する。

施工単価構成内訳

1箇所当たり算出

	名称	規格	数量	単位	備考
(1)	世話役		0.13×重量	人	
(2)	特殊作業員		0.13×重量	人	
(3)	普通作業員		0.25×重量	人	
(4)	合計				Σ(1)~(3)
(5)	単価		1.0	箇所	(4)

重量とは1組合計重量(t)

<b>13</b>	<b>名 称</b>	<b>ポリエチレン管布設</b>	施工単位	m
-----------	------------	------------------	------	---

1. 適用範囲

φ75～φ600mmのポリエチレン管の布設に適用する。

2. 100m当たり布設数量

表1

管種別		直 管		波状管及び網状管		
呼び径(mm)		75～150	200～400	75～150	200～400	450～600
名称	単位					
世話役	人	0.3	0.6	0.2	0.3	0.5
普通作業員	〃	0.9	1.8	0.5	0.8	1.5
排水管	m	101				
継手材料費率	%	-		2	12	

1. 歩掛は、運搬距離100m程度までの小運搬を含むものであり、床掘、埋戻し残土処理は含まない。
2. 管の切断ロスを含む
3. 継手材料費は継手接合の場合であり、継手を必要としない場合は計上しない。

施工単価構成内訳

100m当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) 世話役		表1	人	
(2) 普通作業員		表1	人	
(3) 排水管		101	m	
(4) 継手材料費率		表1/100		
(5) 合計				Σ(1)～(4)
(6) 単価		1	m	(5)/100

14	<b>名 称 不陸整正</b>	施工単位	m <sup>2</sup>
----	-----------------	------	----------------

1. 適用範囲  
 車道部においてモータグレーダ3.1m級を使用し、路床、路盤等の不陸整正する作業に適用する。

締固めの有無、補足材の有無、補足材の種別選択 表1

締固めの有無	補足材の有無	補足材の種別	規格	補足材の補正值
無し	無し	—	—	0
	有り	粒度調整碎石	M-40	0.06
			M-30	0.06
			M-25	0.06
		クランチャラン	C-40	0.06
			C-30	0.06
			C-20	0.06
		再生粒度調整碎石	RM-40	0.06
			RM-30	0.06
		再生クランチャラン	RC-40	0.06
			RC-30	0.06

補足材の敷均し厚さの入力 表2  
 (cm)

補足材の厚さ	0
--------	---

施工単価構成内訳 1日(1580m<sup>2</sup>)当たり算出

名 称	規 格	数 量	単 位	備 考
(1) 補足材	表1	1580*表 2/100*(1.00+表1)	m <sup>3</sup>	補足材有りの時
(2) 普通作業員	3.1m級 パトロール給油	0.14*1580/100	人	
(3) モータグレーダ		1.45	供用日	
(4) 軽油		54	L	
(5) 特殊運転手		1	人	
(6) 合計				Σ(1)~(5)
(7) 単価		1.0	m <sup>2</sup>	(6)/1580
(8) 1日当たり作業量			m <sup>2</sup>	QD

15	名 称	ガードレール設置	施工単位	m
----	-----	----------	------	---

1. 適用範囲  
市場単価方式による、ガードレールの設置に適用する。

施工単価構成内訳

1m当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) ガードレール設置工		1.0	m	市場単価方式
(2) 曲げ支柱(加算額)		1.0	m	曲げ支柱の場合 市場単価方式
(3) 基本3色(加算額)		1.0	m	基本3色の場合
(4) 合計				$\Sigma(1) \sim (3)$
(5) 単価		1.0	m	(4)

<b>16</b>	<b>名称</b>	<b>畑面ほ場整備整地工(ブルドーザ)</b>	<b>施工単位</b>	<b>ha</b>
-----------	-----------	-------------------------	-------------	-----------

1. 適用範囲

現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地の場合のほ場整備工事にあつて、基盤造成が完了した後に行う、均平度±50mmの基盤整地作業及び表土整地作業に適用する。

2. 適用機種

(ha/hr)

表1

機種	規格	運転1時間当たり標準作業量(So)
普通ブルドーザ	11t級	0.155
	15t級	0.169
湿地ブルドーザ	13t級	0.175
	16t級	0.177
超湿地ブルドーザ	13t級	0.175
	18t級	0.214

3. 作業効率(E)

表2

作業条件	基盤整地	表土整地
良好	0.90	0.60
普通	0.70	0.45
不良	0.50	0.30

作業条件は良好を標準とする。

4. 整地作業の運転1時間当たり作業量(A)

$$A = So \times E \text{ (ha/hr)}$$

A: 運転1時間当たり作業量(ha/hr) (小数点以下3位四捨五入2位止め)

So: 運転1時間当たり標準作業量(ha/hr) (表1)

E: 作業効率(表2) (表2)

5. 労務歩掛(人/ha)

表3

作業内容	世話役	普通作業員
基盤整地	0.1	3.5
表土整地	0.3	3.5

施工単価構成内訳

1時間(Aha)当たり算出

名称	規格	数量	単位	備考
(1) ブルドーザ	表1	1.0	時間	排対型(1次)
(2) 軽油	パトロール給油	NH	L	
(3) 運転手(特殊)		YX4	人	
(4) 世話役		0.1*A	人	基盤整地の時
(4) 世話役		0.3*A	人	表土整地の時
(5) 普通作業員		3.5*A	人	
(6) 合計				Σ(1)~(5)
(7) 単価		1.0	ha	(6)/A
(8) 1日当たり作業量			ha	QD

NH=機関出力×運転1時間当たり燃料消費率

YX4=1/1日当たり運転時間

※ブル1日当たり運転時間=(3)欄/(4)欄

17	名称	暗渠排水工(バックホウ掘削)	施工単位	m
----	----	----------------	------	---

1. 適用範囲

ほ場整備工事おける、水田及び畑地の暗渠排水工の施工(バックホウによる掘削)に適用する。

1日当たりの施工量(m)

表1

平均掘削深	1日当たり施工量(m/日)
0.3	567
0.4	535
0.5	503
0.6	471
0.7	439
0.8	407
0.9	375
1.0	343
1.1	311
1.2	279
1.3	247

施工単価構成内訳

1日(QDm)当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	バックホウ	山	0.28m3(平0.20m3)	1.5		供用日		排対型(2次)	
(2)	軽油			36		L			
(3)	特殊運転手			1.0		人			
(4)	合計							Σ(1)~(3)	
(5)	単価			1.0		m		(4)/QD	
(6)	1日当たり作業量					m		QD	

1. 1日当たり作業量(QD)は次の算定式によって求める。

$$QD = \text{表1(1日当たり施工量)}(m/日)$$

18	名称	人力石礫除去工	施工単位	ha
----	----	---------	------	----

1. 適用範囲

ほ場面又は、造成面に露出している5cmから35cm程度の石礫を人力で採取し、不整地運搬車に積込み、集積場まで運搬し、卸す一連の作業に適用する。

能力算定式

1日当たり作業量(QD)

$$QD = \frac{1}{\text{普通作業員(表1)}} \div 10$$

10a当たり除去量の選択

表1

10a当たり除去量 (m <sup>3</sup> /10a未満)	10a当たり数量	
	普通作業員(人)	運転日数(T1)
0.5未満	0.56	0.12
0.5~1	0.78	0.13
1~2	1.21	0.15
2~3	1.65	0.18
3~4	2.08	0.20
4~8	3.82	0.30
8~12	5.56	0.39
12~16	7.30	0.49
16~20	9.04	0.59
20~24	10.80	0.68
24~28	12.50	0.78

・不整地運搬車クローラ型油圧ダンプ式の1日当たり運転時間(T)=6.9時間

施工単価構成内訳

10a当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	不整地運搬車	クローラ型油圧ダンプ式2.0t	不整地運搬車運転	表1*1.75		日		排対型(1次)	
(2)	軽油			21*表1		L			
(3)	特殊運転手			表1		人			
(4)	普通作業員			表1		人			
(5)	合計							Σ(1)~(4)	
(6)	単価			1.0		ha		(5)*10	
(7)	1日当たり作業量					ha		QD	

- ・運搬距離は100m程度までとする。
- ・集積場での卸しは油圧ダンプによる。
- ・不整地運搬車は賃料とする。

19	名称	保孔管挿入工(ガス管)	施工単位	m
----	----	-------------	------	---

1. 適用範囲

地すべり工事の地表水抜ボーリング並びに集水井内水抜ボーリングでの保孔管(ガス管)の設置に適用する。

2. 設置区分の選択

表1

設置区分	世話役	特殊作業員	普通作業員	ボーリングマシン運転日数
地表設置	0.22	0.66	0.44	0.41
集水井内設置	0.31	1.14	0.57	0.48

3. 配管工(切断及びネジ加工)

表2

ガス管種	設置区分			
	地表設置		集水位内設置	
	配管工(切断)	配管工(ネジ加工)	配管工(切断)	配管工(ネジ加工)
40A	—	0.94	0.08	1.89
80A	—	1.78	0.14	3.55
90A	—	2.00	0.18	4.00

施工単価構成内訳

44.000m当たり算出

名 称	規 格	数 量	単 位	備 考
(1) ガス管	表2	8.000	本	40A・80Aの時 内燃機関の場合 発電(排対型)の場合 電力使用の場合 発電発電機の場合 内燃機関の場合 Σ(1)~(9) (10)/44.0
(1) ガス管	90A	5.5m*8.0本	m	
(2) 配管工(切断)		表2	人	
(3) 配管工(ネジ加工)		表2	人	
(4) 世話役		表1	人	
(5) 特殊作業員		表1	人	
(6) 普通作業員		表1	人	
(7) ボーリングマシン	5.5kw級	表1	日	
(7) ボーリングマシン	5.5kw級	表1	日	
(8) 発電発電機	排対型45KVA	表1	日	
(9) 電力料		2.500*6.4*表1	KWH	
(9) 軽油		6.100*6.4*表1	L	
(9) 軽油		0.88*6.4*表1	L	
(10) 合計				
(11) 単価		1.0	m	

- ・ 集水井内での保孔管挿入については、定尺5.5m管を二つ切りにして使用するものとする。
- ・ ガス管切断及びネジ加工を含む。

20	名称	ガス管孔あけ加工	施工単位	m
----	----	----------	------	---

1. 適用範囲

ガス管のパイプストレナー加工に適用する。

2. ガス管種の選択

表1

ガス管種	配管工
40A	0.96
80A	1.28
90A	1.40

・1m当たりの孔数を40孔とする。

施工単価構成内訳

10.000m当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	配管工			表1		人			
(2)	合計								$\Sigma(1)$
(3)	単価			1.0		m			$(2)/10.0$
(4)	1日当たり作業量					m			QD

21	名称	保孔管設置	施工単位	m
----	----	-------	------	---

1. 適用範囲

調査ボーリングのパイプ(VP40mm)挿入に適用する。  
有孔管の場合は穴あけ加工手間(1m当たり40孔)を含んでいる。

2. 各種数量の選択 表1

適用区分	普通作業員
無孔管	0.41
有効管	1.29

施工単価構成内訳

20.000m当たり算出

名	称	規 格	数 量	単 位	備 考
(1)	普通作業員		表1	人	
(2)	合計				(1)
(3)	単価		1.0	m	(2)/20.0
(4)	1日当たり作業量				QD

22	名称	地すべり実態調査	施工単位	地区
----	----	----------	------	----

1. 適用範囲

地すべり調査の予備調査として「既存資料調査」「地形判読作業」「現地調査」を実施する場合に適用する。

2. 調査種目数による補正係数の選択 表1

調査種目数(種目)	補正係数
1	1.0
2	1.1
3	1.2
4	1.4
5	1.5
6	1.6
7	1.7

○ 本歩掛は次に示す調査項目のうち1種目の場合の標準歩掛であり、調査種目数に応じて上表の補正係数を標準歩掛に乗じて適用する。

また、下記に列挙した調査が全て既存調査である場合には、調査種目数を1種目の場合として取り扱う。

- ・ 移動変位調査のうち、伸縮計、傾斜計、パイプ式歪計、挿入式孔内傾斜計
- ・ 同時発注の調査のうち、地表地質調査、ボーリング調査、弾性波探査、電気探査、地下水水位測定、間隙水圧測定、地下水検層、地下水追跡、室内試験のいずれか

施工単価構成内訳

1地区当たり算出

	名 称	規 格	数 量	単 位	備 考
(1)	技師長		1.00*表1	人	
(2)	主任技師		1.50*表1	人	
(3)	設計用技師(C)		1.50*表1	人	
(4)	合計				Σ(1)~(3)
(5)	単価		1.0		(4)

- ・ 調査対象面積は60ha (0.6km<sup>2</sup>) 以内、調査種目数は7種目以内の場合に適用する。

23	名称	地下水調査(携帯用触針式水位計)	施工単位	月
----	----	------------------	------	---

1. 適用範囲

人力による地下水位測定(4回/月)及び資料整理に要する1ヶ所当りの経費である。

施工単価構成内訳

1.000月当たり算出

名	称	規 格	数 量	単 位	備 考
(1)	地質調査技師	内業	0.004	人	
(2)	主任地質調査員	外業	0.200	人	
(3)	主任地質調査員	内業	0.052	人	
(4)	雑材料		1.00/100		Σ(1)~(3)
(5)	合計				Σ(1)~(4)
(6)	単価		1.0	月	(5)/1.000

・観測には、次の観測地までの移動時間を含む。

・資料整理には、水位変動図作成および簡単な考察を含む。

24	名称	パイプ歪計	施工単位	孔
----	----	-------	------	---

1. 適用範囲

パイプ歪計(1方向2ゲージ及び2方向4ゲージ ソケットレス仕様)の設置、観測・資料整理に適用する。

2. 各種数量の選択

表1

適用区分	地質調査技師 (外業)	地質調査技師 (内業)	主任地質調査員 (外業)	主任地質調査員 (内業)	地質調査員 (外業)	地質調査員 (内業)
設置(1孔当り)	0.50	—	0.50	—	1.50	—
観測・資料整理 (1回当り)	—	0.025	0.04	0.05	0.04	0.075

施工単価構成内訳

1孔当たり算出

名 称	規 格	数 量	単 位	備 考
(1) 地質調査技師	外業	0.500	人	設置の時
(2) 主任地質調査員	外業	0.500	人	設置の時
(3) 地質調査員	外業	1.500	人	設置の時
(4) 主任地質調査員	外業	0.04	人	観測・資料整理の時
(5) 地質調査員	外業	0.04	人	観測・資料整理の時
(6) 地質調査技師	内業	0.025	人	観測・資料整理の時
(7) 主任地質調査員	内業	0.05	人	観測・資料整理の時
(8) 地質調査員	内業	0.075	人	観測・資料整理の時
(9) パイプ式歪計 1方向	(保孔管1 m含む)	深度	本	設置の時 (D(深度)=N(本数))
(9) パイプ式歪計 2方向	(保孔管1 m含む)	深度	本	設置の時 (D(深度)=N(本数))
(10) リード線	1方向2ゲージ	深度/2*(深度+4)	m	設置の時
(10) リード線	2方向4ゲージ	(深度/2*(深度+4))*2	m	設置の時
(11) 雑材料		21.0/100		設置の時(9)+(10)
(11) 雑材料		1.0/100		観測・資料整理の時
(12) 合計				Σ(4)~(8)
(13) 単価		1.0	回	Σ(1)~(11) (12)/1.0

- ・本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
- ・本条件には、パイプ(中間パイプ、歪計パイプ)費は含まれない。
- ・観測・資料整理は1孔(30m以内)当たり1回を計上している。

25	名称	孔内傾斜計	施工単位	孔
----	----	-------	------	---

1. 適用範囲

孔内傾斜計の設置・撤去、観測、資料整理に適用する。

2. 作業項目の選択

表1

適用区分	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	雑品
設置・撤去 (1孔当たり)	0.4	0.4	1.2	7.0
観測 (1孔・1回当たり)	-	0.1	0.1	1.0
資料整理 (1孔1月当たり)	0.2	0.5	0.5	1.0

施工単価構成内訳

1.000孔当たり算出

名	称	規	格	数	量	単	位	備	考
(1)	地質調査技師			表1		人			
(2)	主任地質調査員			表1		人			
(3)	地質調査員			表1		人			
(4)	材料費			1.00		式			設置の場合で材料費を計上する場合
(5)	機械器具損料	孔内傾斜計		0.1		台・日			観測の時
(6)	雑品			表1/100.0					(5) 設置の時
(6)	雑品			表1/100.0					Σ(1)~(3) 設置以外の時
(7)	合計								Σ(1)~(6)
(8)	単価			1.0		孔			(7)/1.0

26	名 称	ボーリングマシン足場工	施工単位	空 m <sup>3</sup>
----	-----	-------------	------	------------------

1. 適用範囲

グラウト工用ボーリングマシンに適用する。  
尚、横孔ボーリング工用ボーリングマシンの足場工(地表)にも適用できる。

施工単価構成内訳

100空m3当たり

名 称	規格	数量		単位	備 考
		平地	傾斜地		
(1) 世話役		2.4	3.1	人	
(2) とび工		2.4	3.1	〃	
(3) 普通作業員		4.7	6.2	〃	
(4) クローラクレーン賃料	油圧伸縮ジブ型4.9t吊り	0.3	0.5	日	
(5) 諸雑费率		29	20	%	Σ(1)~(3)
(6) 合 計					Σ(1)~(5)
(7) 単 価		1.0		空m <sup>3</sup>	(6) / 100

- ・作業面の足場幅は4.5mとする。
- ・クローラクレーンの規格は現場条件により変更することができる。
- ・クローラクレーンは賃料とする。
- ・諸雑費は、足場材等の費用であり、労務費の合計金額に上記の率を乗じた金額を上限として計上する。

27	名称	法止ブロック	施工単位	m
----	----	--------	------	---

1. 適用範囲

法尻に施工する法止ブロックに適用する。

2. 設置歩掛 10m当たり

ブロック規格	普通作業員(人)
1型(30cm)	0.37
2型(40cm)	0.49

28	名称	カーブミラー設置	施工単位	箇所
----	----	----------	------	----

1. 適用範囲

カーブミラーφ80～100cmの設置に適用する。

2. 設置歩掛

1箇所当たり

	建て込み		取り付け	
カーブミラー	普通作業員(人)	世話役(人)	普通作業員(人)	世話役(人)
一面鏡	0.18	0.05	0.17	0.04
二面鏡			0.22	0.05

29	名称	落口工人力布設	施工単位	箇所
----	----	---------	------	----

1. 適用範囲

ほ場整備工事等において耕地より落水するために使用するU型工等の布設に適用する。

2. 設置歩掛

10箇所当たり

種別	土木一般世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	クレーン装置付 バックホウ (hr)
落 口	0.2	0.1	0.1	2.6
受 口	0.1	0.1	0.2	0.0
落口直線50cm	0.1	0.1	0.2	0.0
落口直線100cm	0.2	0.1	0.1	2.6

クレーン装置付バックホウの規格は山積 $0.45\text{m}^3$ (平積 $0.35\text{m}^3$ )とし排出ガス対策型(1次)を使用する。

30	名称	分水トラフ	施工単位	箇所
----	----	-------	------	----

1. 適用範囲

分水トラフA型取水工の(240, 300, 360, 400, 450, 600型)の布設に適用する。

2. 設置歩掛

標準単価方式による。

排水構造物工 U型側溝 L=600 60kg/個以下 及び 60を超え300kg/個以下を適用する。

種別	区分
240型	60kg/個以下
300型	
360型	60を超え300kg/個以下
400型	
450型	
600型	

施工単価構成内訳

建設物価土木コスト情報による。



32	名称	報告書作成用単価一覧表			
	名称	規格	単位	単価(円)	備考
1	原図入れ筒	A1 10枚	本	840	
2	原図入れ筒	A1 30枚	本	1,430	
3	原図入れ筒	A1 50枚	本	1,850	
4	図面袋	A1 10枚	枚	400	
5	図面袋	A1 30枚	枚	400	
6	報告書焼付代(コピー)	A4以下 100枚	部	1,500	
7	報告書焼付代(コピー)	A4以下 200枚	部	3,000	
8	報告書焼付代(コピー)	A4以下 300枚	部	4,500	
9	報告書焼付代(コピー)	A4以下 400枚	部	6,000	
10	報告書焼付代(コピー)	A4以下 500枚	部	7,500	
11	報告書表紙代	厚手(金文字入) A4	部	2,370	
12	報告書表紙代	薄手(黒文字入) A4	部	2,280	
13	図面焼付代	A1	枚	60	青焼
14	ポリエステルシート	#300 A1版	枚	322	片面
15	簡易加除式ファイル	A4縦 幅3cm(チューブ・ハイフ)	冊	533	
16	簡易加除式ファイル	A4縦 幅5cm(チューブ・ハイフ)	冊	600	
17	簡易加除式ファイル	A4縦 幅8cm(チューブ・ハイフ)	冊	700	
18	簡易加除式ファイル	A4縦 幅10cm(チューブ・ハイフ)	冊	840	
19	CD-R	650M	枚	45	
※単価は県内統一価格					